

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

(1) 実習実施者名：田中祐之

(2) 代表者職氏名：田中 祐之

(3) 所在地：茨城県東茨城郡茨城町大字上石崎 2 6 2 3 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

平成30年 7月10日認定「認 1803001950」「認 1803001951」

令和 元年 6月20日認定「認 1903000858」

10月23日認定「認 1903002979」「認 1903002980」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年3月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。